

# 業務及び行事等の開催に関する町対処方針（2022.1.14）

## ▶基本方針

感染防止と社会経済活動の維持及び日常生活の回復の両立に向け、感染リスクを常に念頭に置きつつ、万が一感染した場合も感染者数の増加を最小限に留めるため、「町主催行事・施設等の使用にあたって、必要な基本的感染防止対策の条件」を遵守すること。

また、必要な感染防止対策を担保できないものについては、原則中止または延期とする。

## ▶対処期間

令和4年1月末頃まで

## ▶会議について

- ・オンライン会議や書面決裁等を積極的に活用し、対面等が必要な場合については感染症対策の条件を遵守すること
- ・感染拡大地域からの参加者についてはワクチンの接種有無の確認や抗原検査キットの使用協力を求めること
- ・会議後の懇親会等への参加については、その実施内容（感染防止対策等）を把握したうえで慎重に判断すること
- ・感染症対策の担保が見込まれる場合でも、**感染状況等によっては延期等も考慮すること**

## ▶出張について

- ・人数・移動時間・移動手段・出張地の感染状況を勘案し慎重に判断すること
- ・**最低限の人数で参加すること**

# 業務及び行事等の開催に関する町対処方針（2022.1.14）

## ▶行事イベント等の開催について

- ・実施判断については感染状況、参加者数、感染流行地域の出席者の有無、業務に及ぼす影響を考慮すること。

行事実施に際しては、次の事項を遵守すること

- ・**大人数や飲食を伴う**内容については、事前に本部長、副本部長と協議を行うこと
- ・参加対象者数を**参加者同士の距離を最低限2m以上確保できる人数**とすること。
- ・飲食を伴う場合については**マスク会食**や感染防止対策の遵守を徹底すること。
- ・**参加者の体調管理**を実践し体調不良者の参加を避けること。
- ・共催については、町の方針を踏まえ、感染防止対策が担保されているか確認をおこなうこと

## ▶施設の利用条件について

- ・施設利用については感染症対策を担保した上で施設管理者が掲げる条件を遵守すること
- ・指定管理先については、開館・閉館についての協議を踏まえ、最終判断は管理者が行うこと

## ▶その他

**感染対策の条件等について、合理的な判断が必要な場合は本部長、副本部長と協議をおこなうこと**

## 町主催行会議等の実施条件

- ▶ 三つの密（密閉、密集、密接）の回避の徹底 ▶ 大声での発声等、近接した距離での会話等が原則想定されないこと
  - ▶ 適切な感染防止対策（マスク、消毒、換気、検温、**名簿作成、体調不良者の入場制限**）を講じること
  - ▶ 感染リスクが高まる「5つの場面」の要件への対策が担保できていること  
(飲酒、長時間の会食、マスクなしの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)
  - ▶ 飲食の提供が想定される場面にあっては以下の条件も遵守すること  
濃厚接触者認定の定義であるマスクを外しての時間が15分以上とならない様にする  
パーテーションの効果的な配置、利用者間の一定の距離、大皿料理を避ける、定期的な換気、共用箇所の定期的な消毒等
  - ▶ 会議若しくは屋内の行事については上記に加え、次の事項を遵守すること
    - ・換気 会議時間等は原則60分を目安とし、開催中は常に換気し、30分に一度は全面換気を実施すること
    - ・飛沫防止 マスク着用・パーテーションの設置を徹底すること
    - ・参加者の距離確保 参加者数は可能な限り抑制し、使用する会議室の定員等を遵守すること
- |         |  |          |         |           |
|---------|--|----------|---------|-----------|
| 本庁舎     | 第一会議室 10名                                      | 第二会議室 6名 |         |           |
| 中央公民館   | 1.2研修室 15名                                     | 3研修室 25名 | 4研修室 8名 | 大ホール 100名 |
| その他施設   | 感染症対策を講じた上で、収容定員の50%または、参加者同士が2mの距離を確保できる人数とする |          |         |           |
| ・参加者の記録 | 万が一陽性者がいた場合に備え、参加者の体調、会議の着席表等を記録すること           |          |         |           |

## 町施設使用条件

必要な基本的感染防止条件を担保し、施設管理者が定める定員数を遵守すること  
※但し、学校園施設については教育委員会の運営方針等の決定事項による。

## 中止・延期条件

- ▶ 町内でクラスターが発生していると認められる場合
- ▶ 参加者の構成等により本部長が感染リスクが高いと判断した場合

## その他

※上記の要件を元に開催の判断については国対処方針等も参考に合理的な判断をすること  
※共催の場合は主催者と上記指針等を参考に協議し、判断すること